

平成25年12月10日

消費税率改定に伴う運賃改定申請について

三重交通株式会社（取締役社長：森口明好）は、平成26年4月1日からの消費税率引き上げにあわせ、乗合バスの運賃改定を、国土交通省に申請いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 運賃改定の理由

平成26年4月1日からの消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率引上げ分（5%→8%）を、乗合バス運賃に転嫁いたします。

2. 申請概要

- (1) 申請日 平成25年12月10日
(2) 運賃改定実施予定日 平成26年4月1日（予定）
(3) 改定上限運賃の平均改定率 2.334%（参考：消費税率引上げ率2.857%）

3. 運賃改定の基本的な考え方

消費税及び地方消費税の税率引上げ分の転嫁にあたっては、国土交通省から示された方針に基づき行います。

普通運賃については、現行の運賃額から消費税を控除した運賃額に108/100を乗じ、10円単位に四捨五入を行います。なお、通勤定期券及び通学定期券の運賃額については据置きます。

4. 運賃改定の概要

(1) 普通運賃

現行普通運賃額	改定普通運賃額
160円 ~ 510円	10円加算
520円 ~ 850円	20円加算
860円 ~ 1,220円	30円加算

以降、消費税抜きの運賃額に108/100を乗じ、10円単位に四捨五入した額（最大70円加算）

(2) 回数券

改定普通運賃額を基準運賃額として算出します。

(3) 定期券

現行の通勤定期券及び通学定期券の運賃額については据置きます。

5. その他

50km以上の高速バス路線については未定

三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社、八風バス株式会社においても、同日申請

別紙 … 主要区間運賃新旧対照

○本件に対するお問い合わせ先 バス営業部 乗合営業課 059-229-5533

以上



平成25年12月10日
三重交通株式会社

主要区間運賃新旧対照

単位:円

区 間	普通運賃(大人)				通勤1ヶ月定期券				通学1ヶ月定期券				備 考
	現行	改定	アップ額	アップ率 (%)	現行	改定	アップ額	アップ率 (%)	現行	改定	アップ額	アップ率 (%)	
初乗運賃	160	170	10	6.3	7,340	7,340	0	0.0	4,000	4,000	0	0.0	
津駅前 ~ 三重会館前	200	210	10	5.0	9,170	9,170	0	0.0	5,000	5,000	0	0.0	
名張駅東口 ~ 百合が丘	210	220	10	4.8	9,630	9,630	0	0.0	5,000	5,000	0	0.0	
松阪駅前 ~ 三重高校前	310	320	10	3.2	13,760	13,760	0	0.0	7,500	7,500	0	0.0	
近鉄四日市 ~ 三重団地	350	360	10	2.9	15,600	15,600	0	0.0	8,500	8,500	0	0.0	
伊勢病院前 ~ 大倉うぐいす台	430	440	10	2.3	19,270	19,270	0	0.0	10,500	10,500	0	0.0	
桑名駅前 ~ 西桑名ネオポリス	520	540	20	3.8	22,940	22,940	0	0.0	13,000	13,000	0	0.0	
名古屋・栄 ~ 大山田団地	970	1,000	30	3.1	36,390	36,390	0	0.0	15,000	15,000	0	0.0	
名古屋 ~ 桜台・桜花台	1,170	1,200	30	2.6	42,510	42,510	0	0.0	15,000	15,000	0	0.0	
名古屋市内	200	210	10	5.0	9,000	9,170	170	1.9	5,000	5,000	0	0.0	三重交通基準に基づき改定